



福井労働局発表
平成27年12月15日

担 当	福井労働局労働基準部賃金室 室長 久々津 真司 室長補佐 川口 国雄 電話 0776-22-2691 FAX 0776-21-6646
--------	---

福井県眼鏡製造業最低工賃改正決定の諮問について

福井労働局（局長 加藤 滋穂）は、12月15日に、福井地方労働審議会（会長 南保 勝）に対し、「福井県眼鏡製造業最低工賃」の改正決定について諮問を行った。

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正にあたっては、今後、同審議会のもとに専門部会を設置し、具体的な審議が行われることになる。

家内労働法第10条では、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。」とされている。

最低工賃は、2～3年ごとに改正の必要性について福井地方労働審議会家内労働部会の意見を求め、その意見等を踏まえて改正の必要性を判断しており、直近の福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定は平成23年に行っている。（平成23年5月1日効力発効）

現在効力を有する福井県眼鏡製造業最低工賃は、別紙のとおり。

別 紙

1 適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の工程欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	部 位	材 質	金 額
ねじ込み	丁番	金枠（洋白を 除く）	一か所につき 3円50銭
	丁番を除く		一か所につき 3円
ろう付け	ブリッジ（山）とリム	洋 白	一か所につき 13円
	ブレースバー（わたり）とリム		一か所につき 10円
	ち（智）とリム		一か所につき 11円
	よろいち（よろい智）とリム		一か所につき 13円
	パッド足とリム		一か所につき 10円
	丁番とテンプル		一か所につき 10円
粗磨き （自動機械 によるもの を除く）	テンプル	チタン	1本につき 6円

4 効力発生の日 平成23年5月1日